

令和 7 年度

仕 様 書

事業名： 【農林】緊急自然災害防止対策事業

工事場所： 竹原市 仁賀町

工事名： 林道三津仁賀線緊急自然災害防止対策工事

工事概要： グランドアンカー工 4本
鉄筋挿入工 43本
間詰モルタル工 13m³
法面モルタル吹付工 98m²

【添付書類】
特記仕様書
工事数量総括表
図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、「林道三津仁賀線緊急自然災害防止対策工事」に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ・特記仕様書（共通事項）（令和7年10月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
・その他関連規格類

第2節 現場代理人の兼務

現場代理人の兼務については竹原市ホームページに掲載している。

<https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/zaiseika/gyomuannai/3/kensetsukonsaru/2/1619.html>

第3節 コリンズ（CORINS）への登録

本工事におけるコリンズ（CORINS）への登録については、土木工事共通仕様書1-1-1-5及び1-1-2-4 コリンズ（CORINS）への登録 によらず次のとおりとする。

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績データを作成し、発注機関確認担当者情報を入力した「事前確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時に変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、コリンズが発行する「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから監督職員にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けた上で、コリンズに登録申請しなければならない。

受注者は、登録作業及び内容確認については次のとおり対応する。

- [1]受注者は、工事実績データの作成及び発注機関確認担当者情報の入力後、コリンズ上で「メール送信で提出」を選択する。
- [2]受注者は、[1]によりメール送信された「事前確認のお願い」について監督職員の確認を受ける。
- [3]受注者は、コリンズから送信される、確認年月日を明記した「登録のための確認のお願い（監督職員が登録内容を承認した旨のメール）」を確認し速やかに、コリンズへ登録する。
- [4]「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

なお、受注者は、「低入札価格調査制度事務取扱要綱」による「低価格入札者」として契約した場合、工事実績情報システム（コリンズ）に工事実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「事前確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。なお、低入札技術者については主任技術者として登録し、公告等で求める資格を満たすことを確認できる資料を提示すること。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/corins_koji_gyomu.pdf

第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

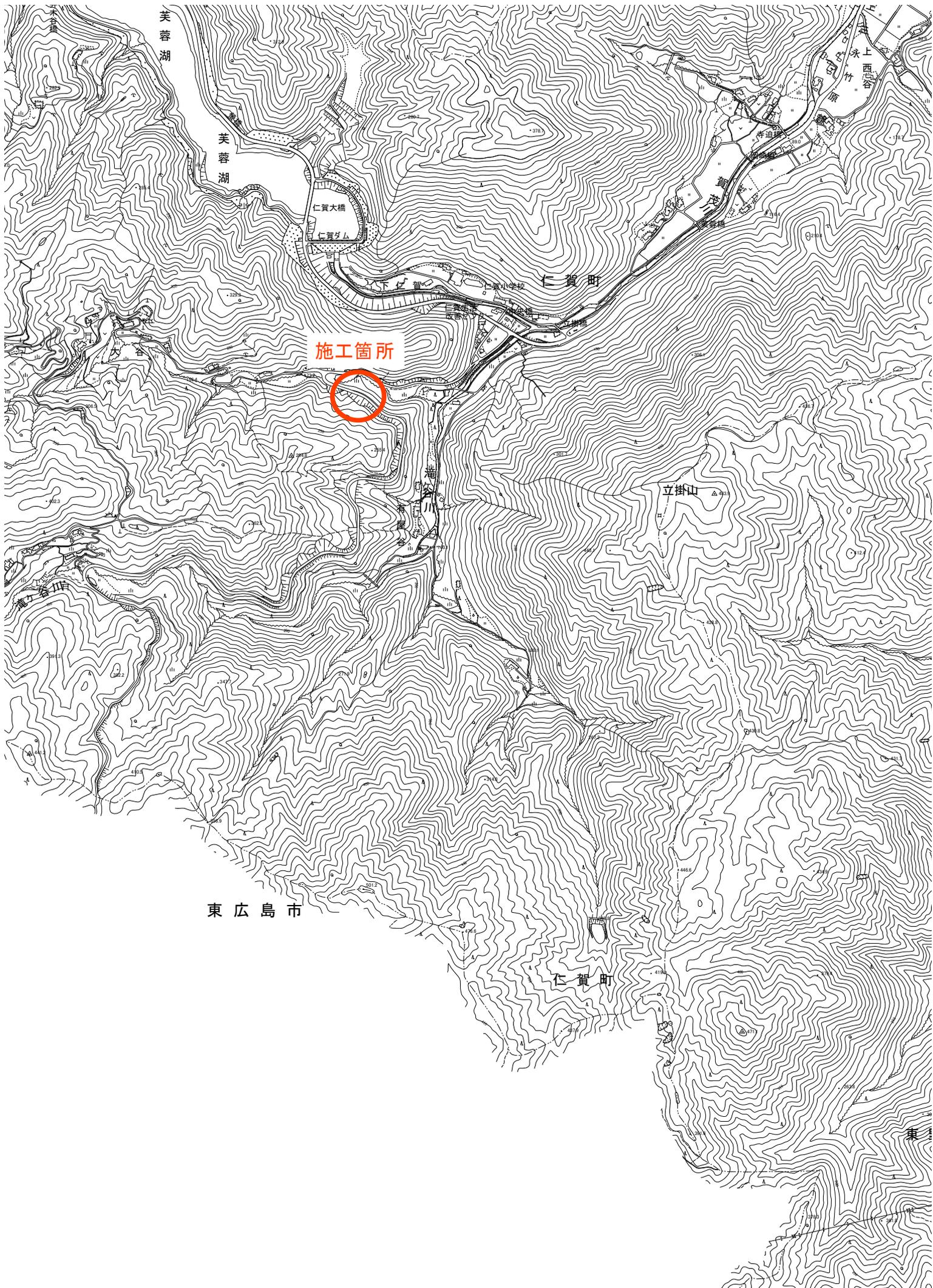
第6節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事実施要領（令和7年6月1日一部改正）」に従うこと。

なお、工事着手までに様式1「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手と工事完了日を計画表に明記するものとする。

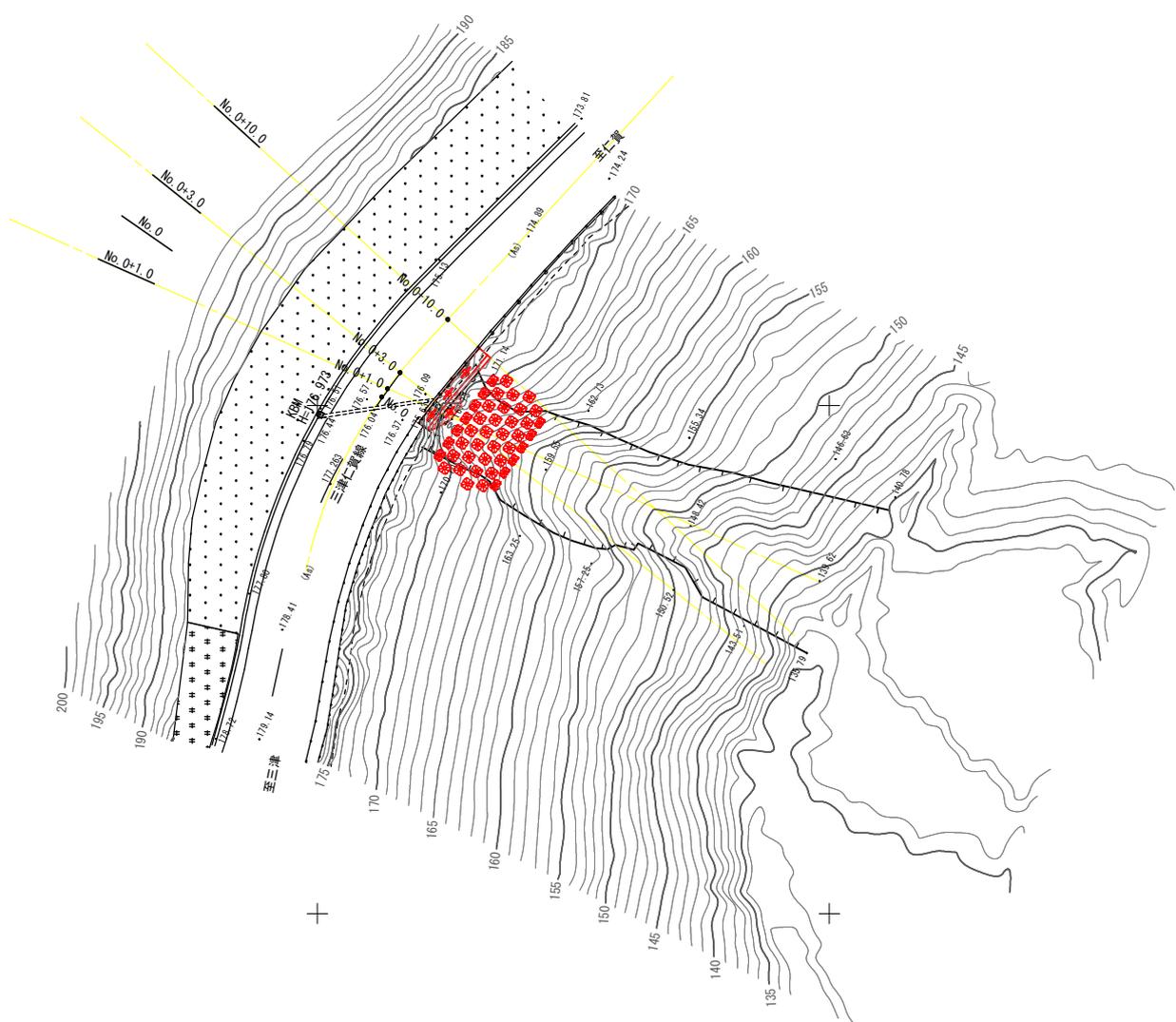
第2章 材料 材料費については、別紙のとおり見込んでいます。

第3章 その他 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。





S=1:250



| | |
|-------|---------------------|
| 工事名 | 林道三津仁尊線緊急自然災害防止対策工事 |
| 図面名 | 計画平面図 |
| 作成年月日 | 令和7年12月 |
| 縮尺 | 1:250 |
| 図面番号 | 1/11 |
| 会社名 | |
| 專業者名 | 竹原市 |

Y:4250

Y:4250

Y:4240

Y:4240

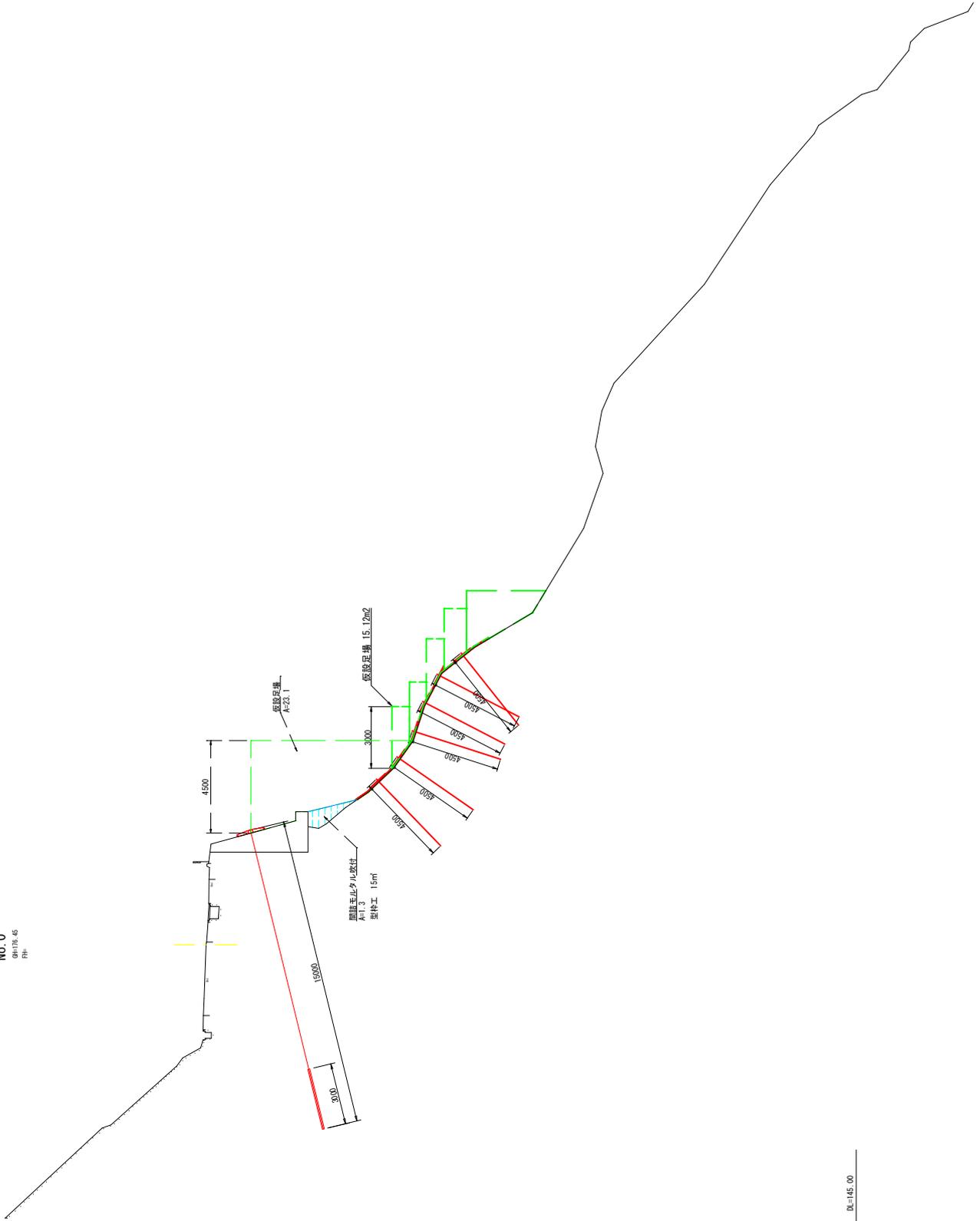
Y:4230

Y:4230

Y:4220

Y:4220

D=1100
No. 0
D=1178.45
771

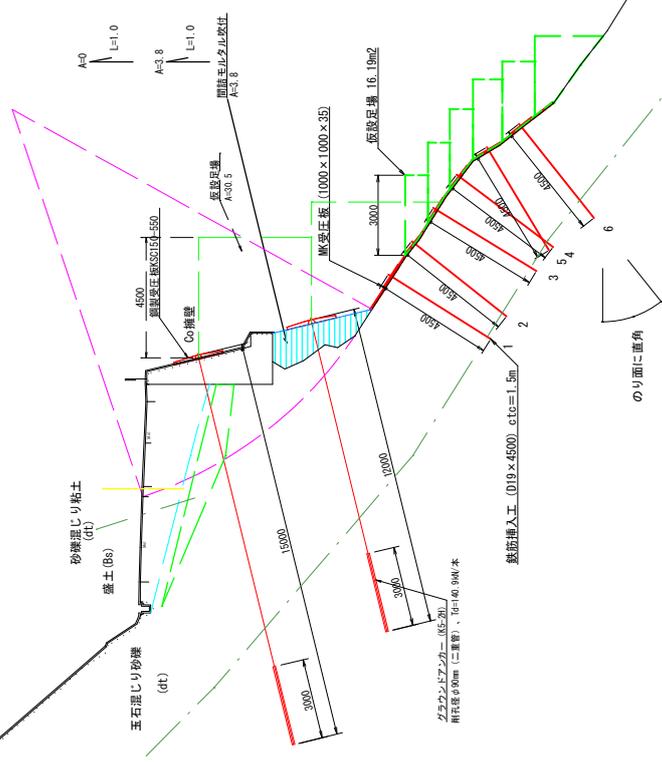


D=1145.00

三津仁貫橋

| | | | |
|-------|---------------------|------|------|
| 工事名 | 林道三津仁貫橋緊急自然災害防止対策工事 | | |
| 図面名 | 横断図(1/4) | | |
| 作成年月日 | 令和7年12月 | | |
| 縮尺 | 1:100 | 図面番号 | 3/11 |
| 会社名 | | | |
| 專業者名 | 竹原市 | | |

027-000
No.0+3.0
04/18/23
PH

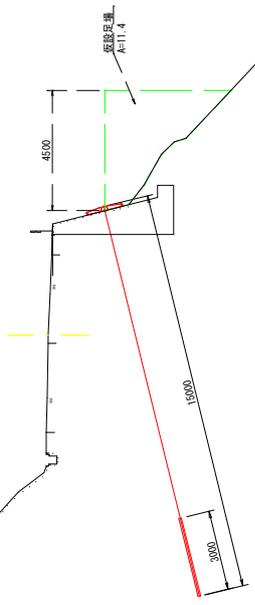


デザインサイト質減取岩 (TF)

| 三洋建設 | |
|-------|---------------------|
| 工事名 | 松道三洋に付随緊急自然災害防止対策工事 |
| 図面名 | 横断面 (3/4) |
| 作成年月日 | 令和 7年 12月 |
| 縮尺 | 1:100 |
| 図面番号 | 5 / 11 |
| 会社名 | |
| 事業所名 | 竹原市 |

測量図
No. 0+10.0

No. 0+10.0
0m/15.72
7m

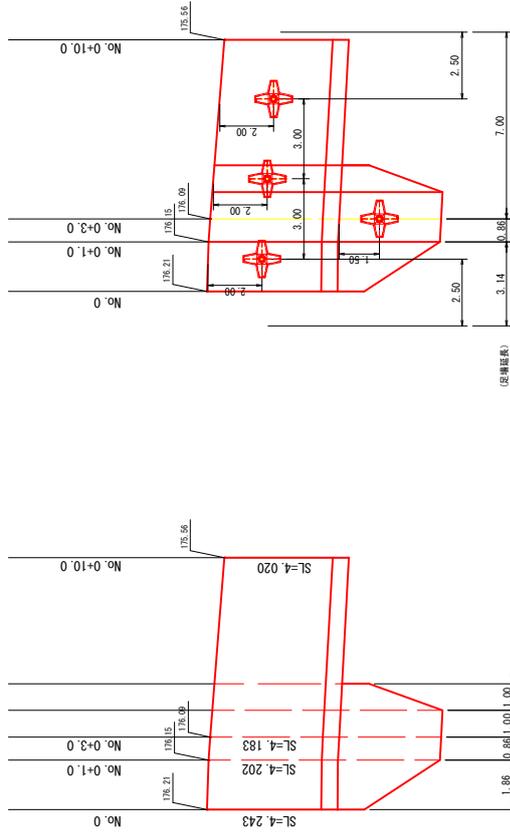


B₀=145.00

三浦仁實領

| | | | |
|-------|---------------------|------|--------|
| 工事名 | 林道三浦仁實領緊急自然災害防止対策工事 | | |
| 図面名 | 横断面 (4/4) | | |
| 作成年月日 | 令和 7年 12月 | | |
| 縮尺 | 1:100 | 図面番号 | 6 / 11 |
| 会社名 | 專業名 | | |
| 專業名 | 竹原市 | | |

展開図
S=1:100

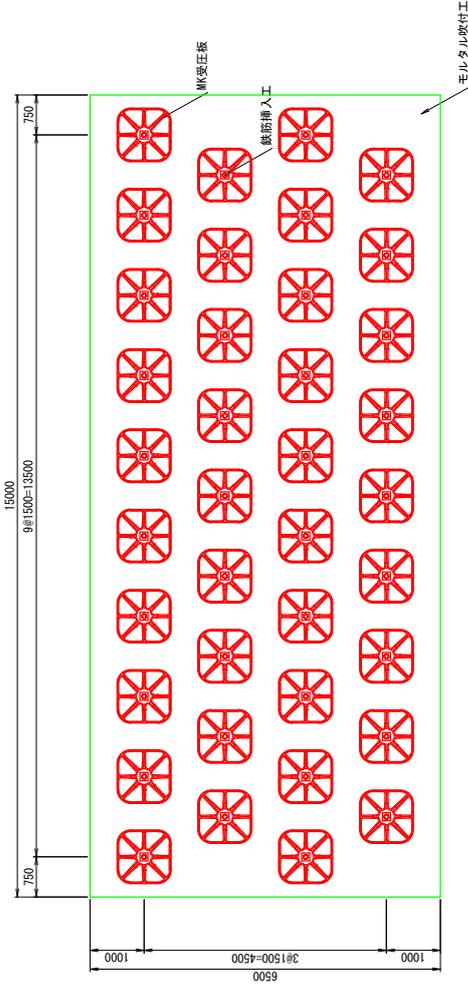


三球仁實績

| | | | |
|-------|---------------------|------|--------|
| 工事名 | 林道三球仁實績既急自然災害防止対策工事 | | |
| 図面名 | 展開図 | | |
| 作成年月日 | 令和7年 | 12月 | |
| 縮尺 | 1:100 | 図面番号 | 7 / 11 |
| 設計者 | | | |
| 專業者名 | 竹原市 | | |

切土補強工法一般図

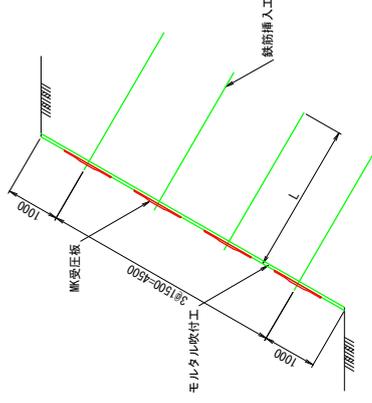
展開図
縮尺 1:50



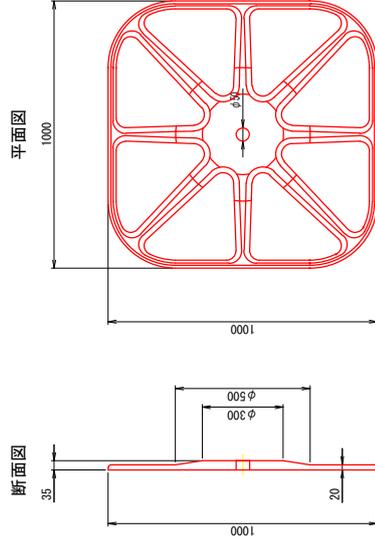
材料表

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 |
|---------|----------|----------------|------|
| MK受圧板 | SQ130XN | set | 43 |
| 鉄筋挿入工 | L=4500mm | 本 | 43 |
| モルタル吹付工 | 厚7cm | m ² | 98.0 |

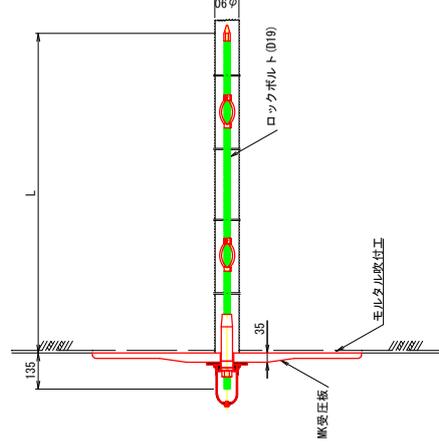
標準断面図
縮尺 1:50



MK受圧板詳細図
縮尺 1:10



鉄筋挿入工断面図
縮尺 1:10

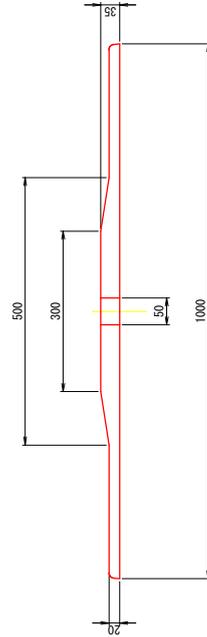
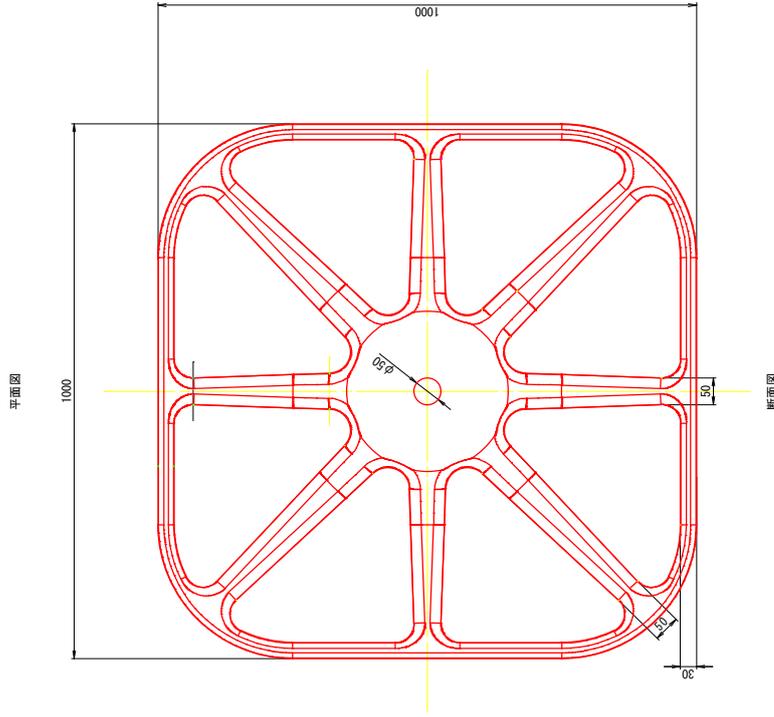


林道三津仁貫線

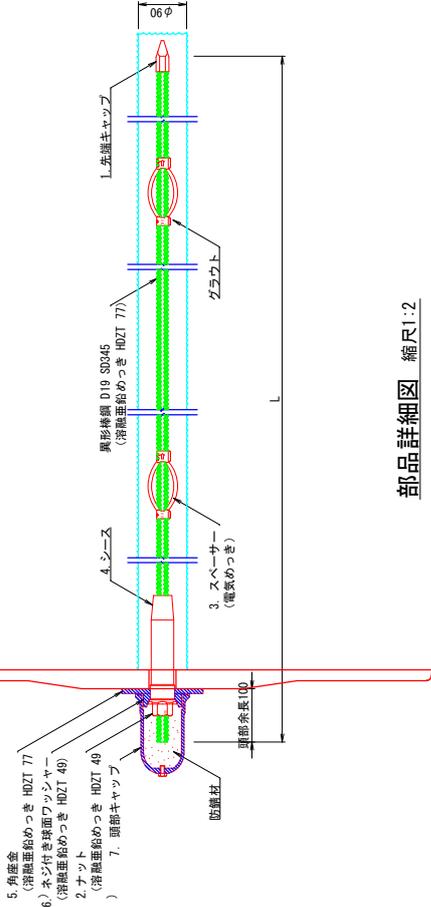
| | |
|-------|---------------------|
| 工事名 | 林道三津仁貫線緊急自然災害防止対策工事 |
| 図面名 | 切土補強展開図 |
| 作成年月日 | 令和7年12月 |
| 縮尺 | 図示 |
| 図面番号 | 8 / 11 |
| 会社名 | 株式会社 |
| 事業所名 | 竹原市 |

鉄筋挿入工 (受圧板) 詳細標準図

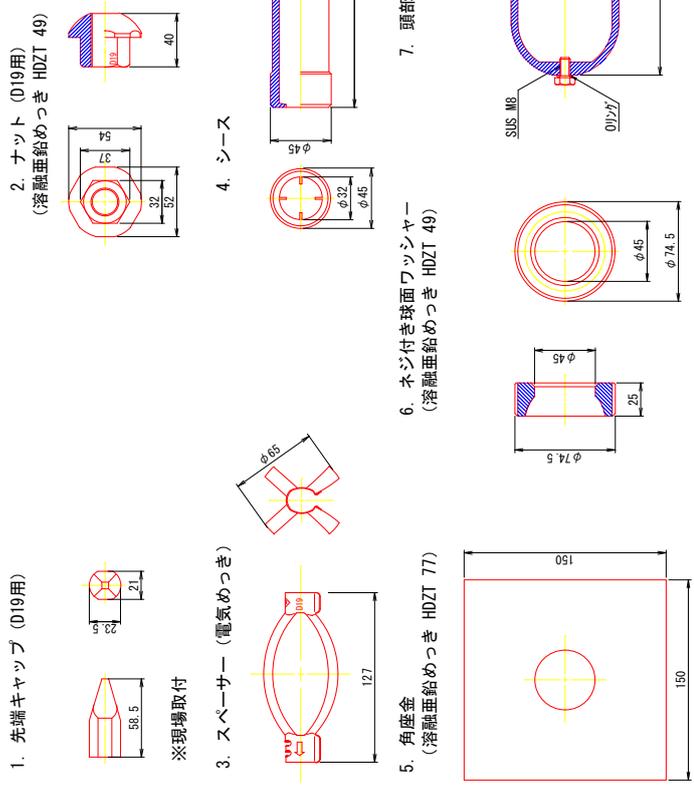
MK 受圧板 S0130KN 縮尺1:5
(アルミ製)



標準組立図 (D19) 縮尺1:5



部品詳細図 縮尺1:2



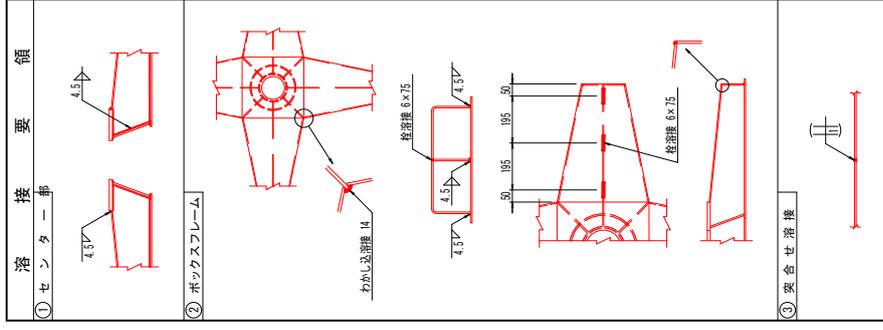
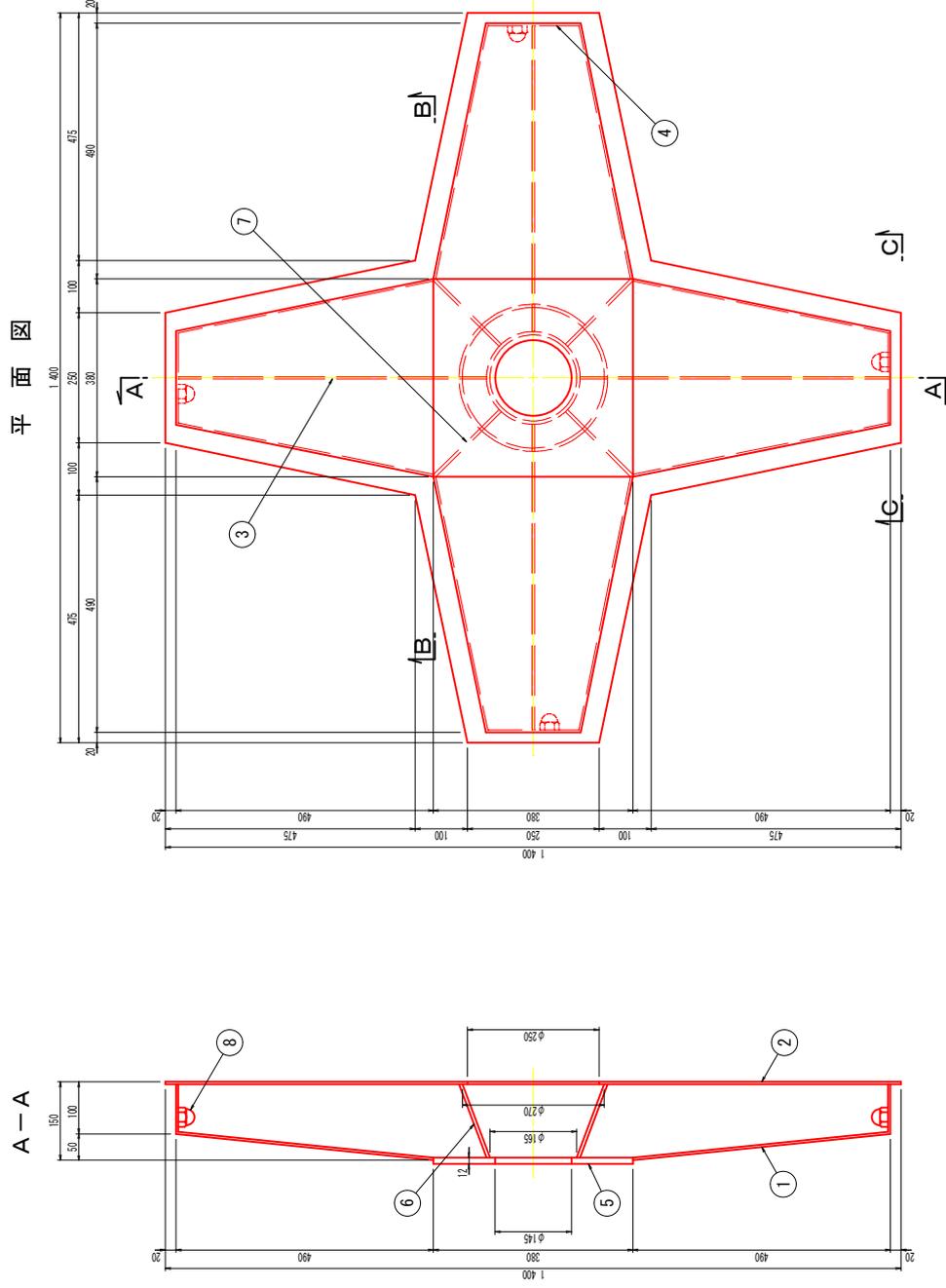
※防錆材入り

林道三洋工業株式会社

| | |
|-------|----------------------|
| 工事名 | 林道三洋工業株式会社自然災害防止対策工事 |
| 図面名 | 鉄筋挿入工 (受圧板) 詳細標準図 |
| 作成年月日 | 令和 7年 12月 |
| 縮尺 | 図示 |
| 図面番号 | 9 / 11 |
| 会社名 | 林道三洋工業株式会社 |
| 事業所名 | 竹原市 |

スーパーマタルフレーム構造図 (KSC150-550)

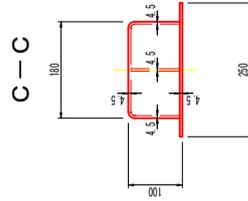
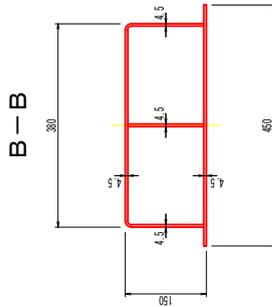
S=1:5



- 注) 1 溶接は全て連続とする。
 2 構成名は材質は全てSS400とする。
 3 鋼板は、亜鉛・アルミニウム溶射とする。
 4 主要構造部材以外の溶接部材は、3mm以上とする。
 5 突合せ溶接箇所は、両面溶接とする。

材料表

| 品番 | 部品名称 | 規格・寸法 | 数量 | 単価 | 備考 |
|--------|----------|------------|-------|----------------|---------|
| ① | ボックスフレーム | t=4.5mm | 35.6 | kgf | |
| ② | ボトムフレーム | t=4.5mm | 28.9 | kgf | |
| ③ | メインスチーフ | t=4.5mm | 9.5 | kgf | |
| ④ | エンドフレーム | t=4.5mm | 7.4 | kgf | |
| ⑤ | アンカープレート | t=12mm | 12.0 | kgf | |
| ⑥ | 前面養生管 | t=6mm | 5.0 | kgf | |
| ⑦ | コーナースチーフ | t=6mm | 4.1 | kgf | |
| ⑧ | 吊り金具 | SUS304 M20 | 4 | 個 | 吊り金具と同等 |
| 1 基準重量 | | | 97.5 | kgf | |
| 底面積 | | | 0.888 | m ² | |
| 象徴面積 | | | 2.30 | m ² | |



林道三洋仁製機
 工場名 松道三洋仁製機(松島自然公園防犯対策工事)
 図面名 スーパーマタルフレーム構造図 (KSC150-550)
 作成年月日 令和7年12月
 縮尺 図示 図面番号 10 / 11
 会社名 株式会社
 事業所名 竹原市

